

■最近の話題を考える“知財NEWS” 知財トピックス (2016.5)

登録無効が認められなかった「フランク三浦」商標について

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、高級時計「フランク・ミュラー」と「フランク三浦」の時計に係る商標権の争いです。具体的には、知財高裁が特許庁の下した「フランク三浦」という登録商標の無効審決を、取り消した判決（結果的に登録商標は存続します）についてです。

本件商標

フランク三浦

指定商品 第14類「時計、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、キーホルダー、身飾品」
引用商標1 フランク ミュラー（標準文字）

指定商品 第14類「貴金属（「貴金属の合金」を含む。）、宝飾品、身飾品（「カフスポタン」を含む。）、宝玉及びその模造品、宝玉の原石、宝石、時計（「計時用具」を含む。）」

マスコミでも、取り上げられましたので、ご存じの方も多いと思いますが、スイスの高級腕時計である「フランク・ミュラー」に、発音が類似する登録商標「フランク三浦」（上記本件商標）について、知財高裁は、先月12日、特許庁が下した商標登録を無効した審決を取り消す判決を言い渡しました（平成27年（行ケ）第10219号）。

商標の類似は、一般に、外観（見た目）、称呼（発音）、観念（意味合い）の三要素で、判断を行い、どれか一つでも類似していたら、原則、類似と判断されます。もっとも、実際の取引実情をも考慮して類否判断するというのが、現在の判断基準です。

パロディ商標に関しては、以前に、プーマ社の著名商標「PUMA」をもじった商標「KUMA」について、商標登録の無効審決の取り消しを求めた裁判で、無効審決を維持する判決（結果的に登録商標は消滅します）が出ており（知財高裁平成24年（行ケ）第10454号）、判断が難しいですが、こうしたパロディ商標についても、通常の商標の同様に、個別具体的に判断が求められるのだと思います。

今回は、「本件商標と引用商標1は、称呼において類似するが、その外観において明確に区別し得るものであり、さらに、本件商標からは、「フランク三浦」との名ないしは名称を用いる日本人ないしは日本と関係を有する人物との観念が生じるのに対し、引用商標1からは、外国の高級ブランドである被告商品の観念が生じるから、両者は観念において大きく相違する。」と判断され、非類似との判断がなされています。すなわち、外観と観念の違いが大きいので、称呼が類似していても、全体として、非類似と判断されたのです。

なお、両社の商品は、文字盤等が似ているため、仮に、フランク・ミュラー側が、不正競争防止法で、時計全体も含めて著名表示冒用行為であるとして、差し止め等を求めた場合には、認められるかも知れません。

以上